

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金63,845円を甲に、573,628円を乙に、それぞれ支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和2年1月8日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市浜坂四丁目9番3号

県営住宅東浜団地内

(3) 事故の状況

県営住宅東浜団地第二集会所の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方がそれぞれ当該県営住宅駐車場内に駐車していた普通乗用自動車2台及び軽乗用自動車1台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。